対象者は各種制度をご利用ください

ひとり親家庭などへの支援制度

各種制度（卒業祝金を除く）については所得制限があります。

児童扶養手当

次の支給要件のいずれかに該当する児童を養育している父母、または養育者に対し、児童が18歳になった後の最初の３月31日（心身に障がいがある場合は20歳未満）まで支給します。

▽支給要件
①父母が離婚
②父または母が死亡
③父または母が重度の障がい者（身体障害者手帳の１級か２級程度）で、就労が不可能
④父または母に１年以上遺棄
⑤父または母が裁判所からＤＶに関する保護命令を受けた
⑥父または母が１年以上拘禁
⑦父または母が３カ月以上生死不明
⑧母が未婚

▽支給月額　児童１人につき５万1,100円～３万4,030円（障がいの程度によります）／２人目は5,000円を加算／３人目からは１人につき3,000円を加算
※公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）の額が児童扶養手当の額より低い場合は、差額分の児童扶養手当を受給できますので、事前にお問い合せください。

特別児童扶養手当

心身に障がいがある20歳未満の児童を養育している父母か、養育者に支給します。

▽支給要件
①身体障害者手帳の１級～３級程度（下肢の障がいは４級まで）
②愛護手帳のＡ（Ｂの一部を含む）
③その他の障がいで、常に介護が必要
④いずれの場合も福祉施設に入所していないこと

▽支給月額　児童１人につき１万4,100円～３万4,030円（障がいの程度によります）

ひとり親家庭等医療費給付事業

保険診療の医療費自己負担分を、児童が18歳になった後の最初の３月31日分まで給付します。
父または母には自己負担があります。

▽対象
①ひとり親家庭等の父または母および児童
②父母のいない児童

母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭や寡婦などの人たちの精神的安定を図り、関係機関と連携を取りながら、自立に必要な情報提供や相談指導などで支援するほか、職業能力の向上および求職活動に関する支援を行います。また、子育てなどに関する問題、児童扶養手当の受給やひとり親家庭等医療費、養育費の確保など、経済上の問題に関する相談にも応じています。
受付時間は、平日の午前９時～午後３時45分です。

遺児などに卒業祝金を支給

市内に居住し、父や母が死亡または重度の障がいがある家庭などで、平成28年３月に中学校を卒業する児童を養育している人に卒業祝金を支給します。対象者には、１月下旬に申請書類を送付していますので、２月29日までに提出してください。なお、申請書類が届かない場合など詳しくはお問い合わせください。

▽祝金額　児童１人につき１万円（３月下旬に支給）
▽提出先　子育て支援課家庭支援係、岩木・相馬総合支所民生課、各出張所

■問い合わせ先　子育て支援課家庭支援係（市役所１階、窓口106、☎40・7039）

意見や提案をお寄せください

弘前市食育推進計画（案）へのパブリックコメントを募集します

食育活動の実効性を高め、「食へのこだわり」、「健康づくり」に対する意識醸成を図り、健全で安全な食生活を実践して健康増進を図ることを目的に、「弘前市食育推進計画」の策定を行っています。
このたび、計画案がまとまりましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

▽募集期間　２月８日～22日（必着）
▽計画（案）の閲覧方法
○市のホームページ
○次の場所で閲覧（土・日曜日、祝日を除く）
農業政策課（市役所４階）、岩木総合支所総務課（賀田１丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、市民課駅前分室（駅前町、ヒロロ３階）、市民課城東分室（末広４丁目、総合学習センター内）、各出張所
▽対象
①市内に住所を有する人／②市内に事務所等を有する人または団体など／③市内に勤務する人／④市内の学校に在学する人／⑤本市に対して納税義務を有する人または寄付を行う人／⑥本計画（案）に利害関係を有する人
▽提出方法　指定の様式または任意の様式に、住所、氏名（団体などの場合は名称および代表者氏名）、在住・在学の区分（任意様式の場合は対象①～⑥のいずれか）、件名（任意様式のみ、「弘前市食育推進計画（案）への意見」など）を記入し、次のいずれかの方法で提出を。
❶郵送…〒036・8551、上白銀町１の１、農業政策課あて
❷農業政策課へ直接持参（土・日曜日、祝日を除く）
❸ファクス…32・3432
❹Ｅメール…nougyouseisaku@city.hirosaki.lg.jp
❺「わたしのアイデアポスト」へ投函…市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室・城東分室、各出張所に設置
※記入漏れがある場合は意見として受け付けませんので、ご注意ください。また、電話など口頭では受け付けません。
▽意見の公表など　寄せられた意見などは、計画策定の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所を除き、対応状況を市ホームページで公表します。なお、個別回答はしませんので、ご了承ください。
■問い合わせ先　農業政策課（☎40・7102）

市民参加型まちづくり１％システム
平成28年度に実施する事業を募集しています！

（平成28年度１次募集）

▽募集期限　２月10日（水）
▽事業実施期間　４月１日～平成29年３月31日
※制度の詳細や申請書類については、市民協働政策課で配布しているほか、市ホームページに掲載しています。なお、この制度に関する予算については、３月に行われる第１回市議会定例会で審議されます。予算案の可決をもって、制度を実施します。

平成28年度の事業募集予定

来年度に実施する事業の募集は、３次募集まで予定しています。
◎**２次募集期間**…４月４日～５月６日（事業実施期間…７月１日～平成29年３月31日）
◎**３次募集期間**…７月４日～８月５日（事業実施期間…10月１日～平成29年３月31日）

「１％システムとはどんな制度？」「事業を申請したいけど対象になるの？」など、簡単な制度の概要から具体的な書類の書き方まで、１％システムに関する質問や相談については、随時受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。
■問い合わせ先　市民協働政策課市民協働係（市役所２階、窓口254、☎40・7108、Ｅメール shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp）